

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって

福岡市人事委員会委員長談話（令和6年9月4日）

- 1 本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、市職員の給与決定に関する諸事情について総合的に検討を重ね、本日、市議会及び市長に対して、市職員の給与等についての報告及び勧告を行いました。
- 2 月例給の改定については、32年ぶりの高水準となる引上げを勧告しました。

これは、市職員給与と民間給与の比較において、市職員給与が民間給与を10,400円（2.74%）下回る結果となったことから、これに見合う引上げを行うことが適当であると判断したものです。

また、この結果をもとに本年の給与改定においてとるべき措置について慎重に検討を行い、初任給を始め若年層等に重点を置き、幅広い世代で給料表の引き上げ改定を行うことが適当であると判断いたしました。
- 3 特別給（期末手当及び勤勉手当）については、市職員の支給月数（4.50月）が、市内民間事業所における昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給割合（4.60月分）を下回っていたことから、民間との均衡を図るため、年間で0.10月分引き上げ、4.60月分とすることが適当であると判断いたしました。
- 4 そのほかの項目としましては、給与制度のアップデート、職員の勤務環境の整備等について報告を行っております。
- 5 市議会及び市長に対しては、本委員会の給与勧告の意義や役割に深い理解を示され、給与勧告どおり速やかに実施されるよう要請いたしました。